

有効期間満了日 令和4年3月31日

熊少第4号

令和2年1月14日

少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者等に対する重点的な啓発活動（「春のあんしんネット・新学期一斉行動」）の推進について（通達）

インターネットに起因する少年の非行及び犯罪被害防止対策については、「少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進について」（平成31年4月18日付け熊少第220号）等に基づき、取組を推進しているところである。

こうした中、内閣府を始めとする関係府省庁では、少年のスマートフォン等の購入・機種変更等が多く行われる進学・進級時期に特に重点を置き、サービスを提供する関係事業者とこれを利用する少年及び保護者、学校等の関係者が連携・協力し、スマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用のための啓発活動等の取組を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として実施することとしているほか、警察では、3月の広報重点を「進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化」と設定している。

各警察署にあっては、インターネットに起因する少年の非行や犯罪被害が高水準で推移している現状等を踏まえ、関係機関等と連携しながら、下記事項に留意の上、積極的な啓発活動を推進されたい。

記

1 保護者に対する啓発活動の強化

学校や教育委員会等と連携の上、進学・進級時における保護者説明会等、多くの保護者が参加する学校行事等の機会を有効に活用し、フィルタリングの利用促進や家庭でのルールづくりなどについて啓発活動を実施するとともに、説明会等に参加できない保護者に対しても、啓発資料が確実に配布されるよう学校等の協力を得るなどして、より多くの保護者に啓発の効果が行き渡るように努めること。

2 少年の情報モラルを向上させる啓発活動の推進

非行防止教室等において、具体的な非行事例や被害事例を基に、インターネットの特性や危険性について啓発するとともに、教職員が活用できるような最新の事例や対策に関する情報を学校に提供するなど、少年の情報モラルを向上させるための取組を推進すること。

3 児童ポルノ被害防止に係る啓発活動の推進

不当な手段により、少年が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、その画像をメール等で送られる被害（以下「自画撮り被害」という。）が増加していることを受けて、熊本県少年保護育成条例が少年自身の児童ポルノ等画像を提供するよう当該少年に求める行為を禁止する規定などを盛り込んで改正され、平成31年4月1日に施行された。

啓発活動の際には、同条例の改正概要を周知するとともに、自画撮り被害が増加傾向にあることや一度流出した画像は回収がほぼ不可能となり、将来にわたって少年を苦しめる要因となることなどを啓発し、児童ポルノ被害の未然防止に努めること。

4 携帯電話事業者等に対するフィルタリング普及の要請

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という）に基づき、携帯電話会社（格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、

- 契約締結者又は携帯電話端末の利用者が少年か否か確認すること。
- 契約締結者又は携帯電話端末の利用者が少年であった場合には、その保護者に対して、少年が有害情報閲覧する可能性がある旨及びフィルタリングの必要性と内容を説明すること。
- フィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）を講じること。

などの義務が課せられている。

また、熊本県少年保護育成条例において、携帯電話事業者に対して、

- 携帯電話回線に係るフィルタリングの内容等の書面の交付（又は電磁的記録の提供）と説明義務
- 保護者から提出されたフィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面（又は電磁的記録）の適正な保管義務

を規定していることから、管内の関係業者へフィルタリングが普及するよう要請すること。

5 その他

- (1) 啓発活動における広報資料については、別途通知する。
- (2) 本通達において、熊本県少年保護育成条例に係る少年については、「小学校就学の始期から18歳に達するまでの者」、青少年インターネット環境整備法に係る少年については、「18歳に満たない者」をいうので、活動推進上誤りのないようにすること。